

（仮称）野村スポーツゾーン基本計画策定に伴う

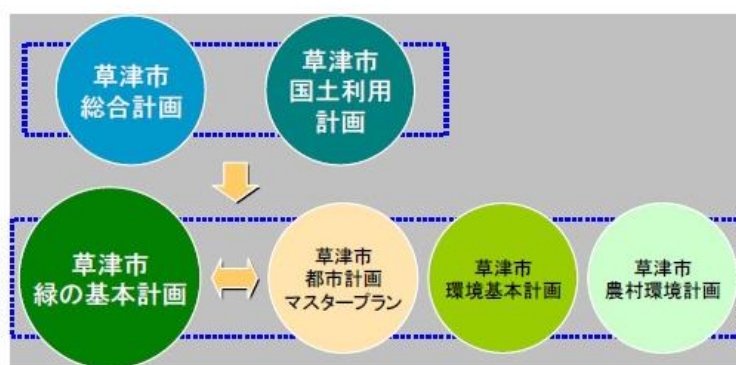
第2次草津市緑の基本計画の一部修正について

1 第2次草津市緑の基本計画について

(1) 計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、緑とオープンスペースの将来像や目標、草津市における緑の保全と緑化の推進に関する基本的事項を定めるものであり、環境保全、防災、レクリエーション、景観形成の観点から緑地保全と緑地施策を展開し、豊かさを実感できる市民生活の実現を図ることを目的とし、第1次計画を平成11年3月に、第2次計画を平成22年9月に策定した。

緑の基本計画は、「草津市総合計画」、「草津市国土利用計画」、「草津市都市計画マスタープラン」、「草津市環境基本計画」などとの連携を図りながら策定する分野別計画であり、都市公園の整備に関する基本的事項を定めることも重要な役割の一つである。



■計画の位置付け

(2) 緑の基本計画における都市公園の整備目標および緑化重点地区の設定

都市公園の整備に関する基本的事項を定める緑の基本計画は、草津市における住民一人当たりの公園面積を平成32年までに7㎡としている。

また、土地利用やみどり（樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、さらに公園緑地、農地、樹林地、学校、琵琶湖や河川・ため池などの水辺、道路の街路樹、民有地を含む。）の現況などを踏まえ、市域を「水辺と田園のみどり」、「まちなかのみどり」、「山手丘陵地のみどり」という3つのゾーンに分け、さらに「まちなかのみどり」ゾーン全体を緑化重点地区として設定し、みどりの保全・整備などの施策を重点的に推進することとしている。特に「まちなか地区」においては、都市公園の整備を推進している。

区分	計画策定時（H20）	現況（H26.3）	目標年次（H32）
①都市公園等面積	62ha	68ha	95ha
②都市計画区域人口	119,000人	127,610人	135,000人
③一人当り面積＝①/②	5.2㎡/人	5.35㎡/人	7㎡/人

※長期的な整備目標＝10㎡/人

■都市公園等の整備目標

2 緑の基本計画を修正する理由

特に人口が集中する市街地においては、緑地・オープンスペースが不足しており、新たに都市公園を整備するための用地を確保することは困難である。

緑の基本計画において都市公園の長期的な整備目標を 10 m²/人としており、今般都市計画決定されている野村少年運動公園の優先順位を繰り上げて実施することから、緑化重点地区内に「みどりの拠点」として位置付ける。

このことにより、都市に必要な緑地・オープンスペースの確保が可能となり、市民にとってうるおいと安らぎが感じられる空間を提供することができ、また、都市公園として事業化することで、既存スポーツ施設の規模的、機能的な強化に加え、隣接する草津川跡地との連続性を保つことで、防災、環境、福祉、景観など幅広い行政領域と連携し、都市の魅力を高める施設とすることができる。

学区・地区	都市公園面積 (m ²)		人口 (人)	一人当り 都市公園面積(m ² /人)	
	児童遊園含む	児童遊園含まず		児童遊園含む	児童遊園含まず
志津	68,795	59,106	15,104	4.55	3.91
志津南	89,857	83,915	2,662	33.76	31.52
矢倉	11,368	4,475	9,758	1.16	0.46
草津	17,208	11,356	10,607	1.62	1.07
草津第二	8,123	3,000	11,046	0.74	0.27
洪川	10,884	5,594	8,487	1.28	0.66
玉川	52,180	47,195	11,156	4.68	4.23
南笠東	12,479	5,123	7,871	1.59	0.65
老上	44,990	24,000	16,868	2.67	1.42
山田	76,631	69,292	8,040	9.53	8.62
笠縫	66,760	59,800	10,898	6.13	5.49
笠縫東	17,976	13,733	10,070	1.79	1.36
常盤	205,119	202,106	5,043	40.67	40.08
合計	682,370	588,695	127,610	5.35	4.61

※ 着色箇所は、野村公園周辺の学区・地区を示す。

■ 都市公園等の面積（平成 26 年 3 月 31 日時点）

3 緑の基本計画の修正箇所

- ① 緑化重点地区（まちなか地区）内の「みどりの拠点」に「野村公園」の箇所付けを行う。
- ② 基本施策の「公園・緑地の整備」において整備促進を図る都市公園として「野村公園」を加える。

1 未来に向けた、花と緑のまちづくりプランです。

市民と共に、ひと・都市・自然が交感するみどりのまちを目指します。



この計画が目指す緑の姿

草津市は、次の基本理念及び計画のテーマに基づき、緑の基本計画を推進します。

基本理念

- 花と緑を守り、つくり、育てる活動を通じて、緑住文化都市を目指します
- 花と緑を仲立ちに、ひと・都市・自然が交感できるまちを目指します
- 市民と協働し、花と緑のまちづくりを進めます

計画のテーマ

パートナーシップで育む緑住文化都市
ひと・都市・自然が交感する みどりのまち 草津



この計画が目標とすること

第2次草津市緑の基本計画は、平成 32 年(2020 年)までの計画です。

■緑地の確保目標

将来市街化区域の概ね 1 割に相当する量を市民の憩いの場やオープンスペースとして有効な緑地を確保します。



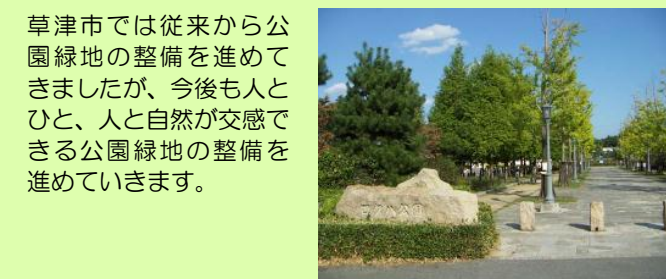
住宅地の緑化

緑地を確保していくためには、公園緑地の整備のほか、民有地での花と緑の確保も重要です。

■都市公園等の整備目標

目標年次における都市公園等は 7 m²/人を確保することを目標とします。ただし、長期的な目標は 10 m²/人を確保することを目標とします。

- 注) 1. 「都市公園等」とは、都市公園と児童遊園を合わせたものです。
2. 「長期」とは、概ね20年後の平成42年です。



ロクハ公園

■緑化の目標

公共施設における緑化を推進するとともに、市民の最も身近な場所における緑化を推進する市民運動を展開し、目標年次までに 1 世帯当たり 1 本の緑化(5 万本の緑化)を目標とします。



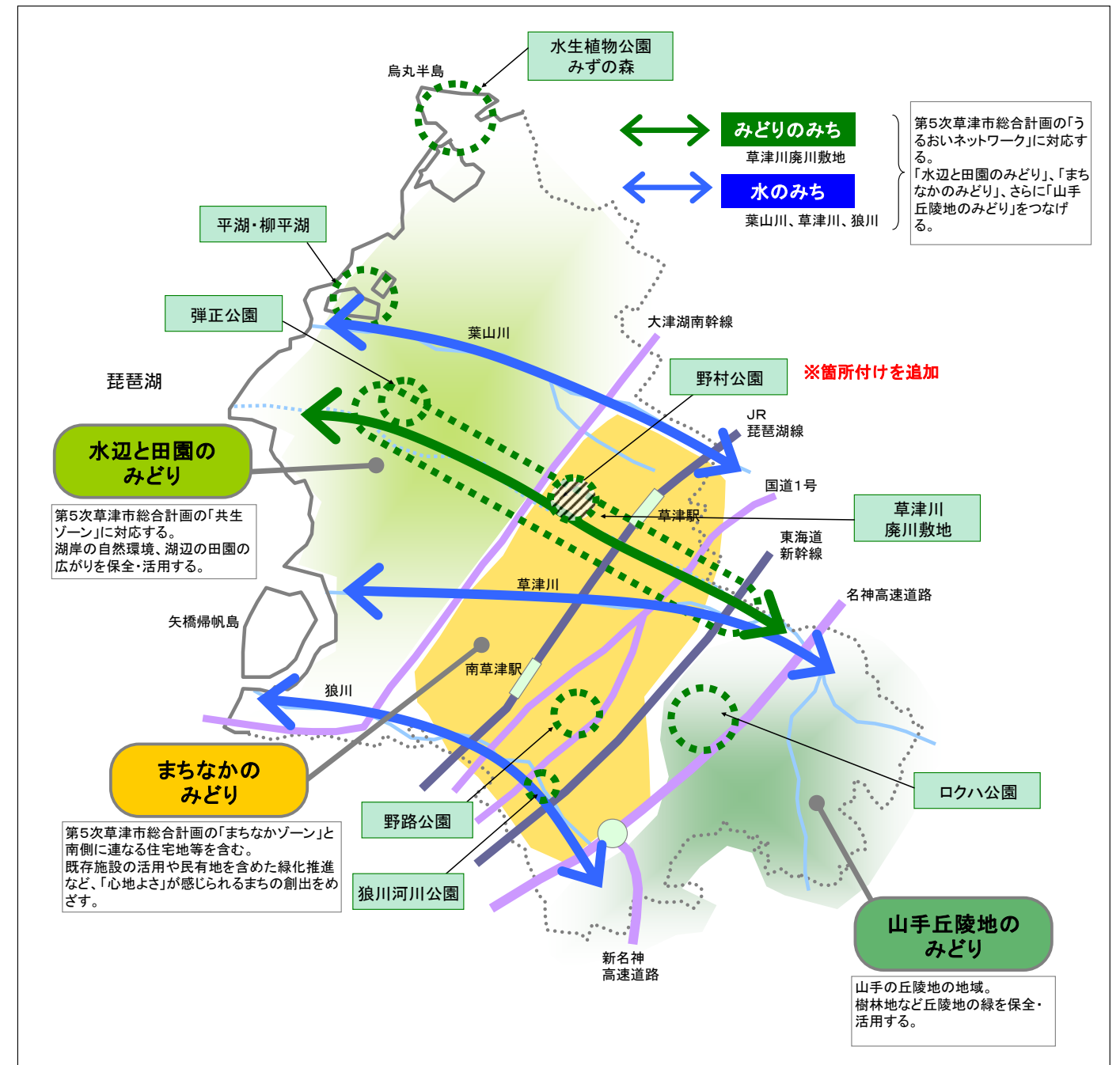
道路の緑化

花と緑のまちにしたいとの願いから、市民一人ひとりの緑化意識を高め、緑化の推進を図っていきます。



この計画が描くみどりのまち草津の将来

みどりの将来像



みどりの将来像は、都市と自然環境が共存する本市の特徴を活かし、人々が快適で心地よく暮らすことやふれあうことを目指すものです。土地利用や緑の現況などをふまえ、市域を「水辺と田園のみどり」、「まちなかのみどり」、「山手丘陵地のみどり」という3つのゾーンに分け、これらを結ぶ軸として「みどりのみち」、「水のみち」を骨格とします。

2 みどりを守り、つくり、育てる取り組みを総合的に進めます。

今あるみどりと新たにつくるみどりで花と緑のまち 草津を創造します。

3つの柱

進め方

取組み

守る

ふるさとの花と緑を継承する

骨格となる水と緑を守ります

自然との共生に資する花と緑を守ります



琵琶湖(内湖)と三上山

湖岸の水辺と緑
草津市には琵琶湖沿いに、誇るべき水と緑の空間が広がっており、市民の憩いの場として利用されています。



小槻神社

自然環境保全地区
草津市では、残された自然環境を保全し次世代に継承していくために、自然環境保全地区や保護樹木を指定しています。

1 琵琶湖岸の水と緑の保全

2 山林・丘陵樹林の保全

3 農地の保全

4 優れた自然環境・生態系の保全

つくる

都市を彩る花と緑を創出する

既存のストックを活かしながら身近な花と緑を確保・再整備し、適切に維持管理します

地域に応じた花と緑の拠点をつくります

まちなかの花と緑の拠点として草津川廃川敷地を整備します

水と緑のネットワークをつくります

既存公園等の活用
身近な場所にある既存の公園や児童遊園のリニューアルやバリアフリー化を行い、有効に活用します。



野村セントラルパーク

公園・緑地の整備
都市計画公園・緑地の整備促進を図ります。



ロクハ公園



草津川廃川敷地

草津川廃川敷地の整備・活用
草津川廃川敷地は、まちなかに残された貴重な緑の資源です。基本構想に基づき整備・活用する方針です。



市役所前

公共施設の緑化、道路空間の緑化
公共施設は地域の花と緑の拠点になります。また、道路空間の緑化は花と緑のネットワークをつくります。



草津川緑地

水辺空間の緑化、親水機能の整備
草津川などの河川や水とふれあえる公園等の整備を進めます。

5 既存公園、児童遊園の有効活用

6 民有地の活用

7 公園・緑地の整備 (ロクハ公園、野村公園、野路公園)
※箇所付けを追加

8 公共施設の緑化の推進

9 住宅地の緑化の推進

10 まちなかの緑化の推進

11 草津川廃川敷地の整備・活用

12 水辺空間の緑化、親水機能の整備

13 水とふれあえる公園等の整備

14 道路空間の緑化

15 遊歩道等の整備

育てる

花と緑のまちづくりに参加する

花と緑のまちづくりに参加します

自らが花と緑を創出します

花と緑の使い方をみんなで考え、実践します

町内会や市民団体の活動を通じた花と緑のまちづくり
従来から町内会や市民団体において、さまざまな形で、清掃活動、緑化活動に取り組まれています。このような市民活動は、花と緑のまちづくりを支えていく大きな柱となるものです。



市民の清掃活動



市民の緑化活動



緑化フェア



緑化フェア

普及啓発の活動
緑化フェアなど啓発イベントを継続し、市民の緑化意識の向上につなげていきます。

16 町内会活動を通じた花と緑のまちづくりへの参加

17 市民団体、学校等を通じた花と緑のまちづくりへの参加

18 緑化推進市民運動の展開

19 環境学習の充実・推進

20 市民参加による公園づくり、花と緑づくり

21 市民参加による湖岸緑地等の利用促進

22 普及啓発の活動

3 湖岸からまちなかまで、それぞれのみどりを重点的に増やします。

